【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成26年2月13日

【四半期会計期間】 第109期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 野 隆 典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 桑田郁夫

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 桑田郁夫

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店

(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店

(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第108期 第 3 四半期 連結累計期間		第109期 第 3 四半期 連結累計期間		第108期
会計期間		自至	平成24年4月1日 平成24年12月31日	自至	平成25年4月1日 平成25年12月31日	自至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高	(百万円)		190,528		244,265		263,119
経常利益	(百万円)		19,726		29,875		30,148
四半期(当期)純利益	(百万円)		11,621		18,371		17,760
四半期包括利益 又は包括利益	(百万円)		18,620		38,282		38,358
純資産額	(百万円)		236,472		286,032		256,172
総資産額	(百万円)		322,020		393,543		354,741
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		68.46		108.65		104.67
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)				108.51		104.67
自己資本比率	(%)		67.7		66.6		66.2

回次			第108期 第 3 四半期 連結会計期間		第109期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自至	平成24年10月 1 日 平成24年12月31日	自至	平成25年10月1日 平成25年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)		18.18		39.29

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 第108期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を 有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社並びにグループ各社(以下、当社グループ)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に、変更及び新たな締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済対策や金融政策効果により円安と株価上昇が 進み、緩やかに回復してきております。

一方、世界経済は、米国では緩やかな景気回復局面が継続し、欧州では脆弱ながらも持ち直しの動きが見られ、中国では経済成長の減速から持ち直しの動きが見られたものの、堅調であった新興諸国の経済成長の鈍化等、総じて先行き不透明な予断を許さない状況が続いております。

以上のような経済環境のもと、当社グループでは、グローバルでの市場ニーズを的確に捉えた製品開発、受注拡大を目指した営業力強化、生産能力の増強、生産工程や間接部門の徹底的なムダ取りといった生産革新活動による生産性向上、原価低減等を着実に実行し、成果をあげております。

当第3四半期連結累計期間においては、売上高は2,442億6千5百万円(前年同期比28.2%増)、営業利益は278億6千8百万円(前年同期比55.1%増)、経常利益は298億7千5百万円(前年同期比51.4%増)、四半期純利益は183億7千1百万円(前年同期比58.1%増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

自動車機器事業

世界の自動車生産台数は、中国で大幅増加、米州で増加傾向、日本で微増傾向にあるものの、欧州、アジアは減少傾向で推移し、全体としては、増加傾向で推移しました。二輪車では、アジアで増加傾向にあるものの、米州で微増、中国、日本、欧州では減少傾向で推移し、全体としては、ほぼ横ばい傾向となりました。

このような市場環境の中、自動車の中国・米州・日本における売上増加、二輪車のアジアにおける 売上増加により、結果として増収増益となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における自動車機器事業の売上高は1,798億4千3百万円(前年同期比35.8%増)、営業利益は205億6千8百万円(前年同期比40.5%増)となりました。

コンポーネンツ事業

当セグメントが関連する車載市場及びLED照明市場が世界全域で伸張する一方、情報通信・AV市場、遊技市場はそれぞれ世界全域としてほぼ横ばい、PC市場が縮小傾向となりました。

このような市場環境の中、当社グループのコンポーネンツ事業(LED、液晶等)は、車載向け製品の売上増加により増収増益となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間におけるコンポーネンツ事業の売上高は223億1千8百万円 (前年同期比21.3%増)、営業利益は39億6千2百万円(前年同期比126.1%増)となりました。

電子応用製品事業

当セグメントが関連する車載インテリア市場及びLED照明市場は世界全域で伸張しましたが、AV市場のうちカメラ市場は大幅に縮小しました。

このような市場環境の中、当社グループの電子応用製品事業(LED照明製品、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル等)は、車載向け操作パネル等の売上が増加し増収増益となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における電子応用製品事業の売上高は418億7百万円(前年同期比5.6%増)、営業利益は37億1千6百万円(前年同期比22.5%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は3,935億4千3百万円となり、前連結会計年度末に比べ388億1百万円増加しております。主な要因は、固定資産が193億4千万円及び流動資産が194億6千万円増加したことによるものです。固定資産の増加は、主に生産能力の増強のため有形固定資産が115億7千万円増加したこと及び株価の上昇等により投資有価証券が増加し、投資その他の資産が71億7千5百万円増加したことによるものです。流動資産の増加は、売上の増加により、たな卸資産、受取手形及び売掛金が増加したこと等によるものです。

負債は1,075億1千1百万円となり、前連結会計年度末に比べ89億4千1百万円増加しております。 主な要因は、売上の増加に伴い支払手形及び買掛金が増加し、また、その他有価証券評価差額金に対する繰延税金負債等が増加したこと等によるものです。なお、社債100億円が平成26年4月に償還予定のため、固定負債から流動負債へ振替を行っております。

純資産は2,860億3千2百万円となり、前連結会計年度末に比べ298億5千9百万円増加しております。主な要因は、株主資本が116億3千6百万円増加したこと及びその他の包括利益累計額が154億9百万円増加したこと等によるものです。株主資本の増加は、四半期純利益の計上等によるものです。また、その他の包括利益累計額の増加は、株価の上昇によりその他有価証券評価差額金が増加したこと及び為替レートの変動に伴い為替換算調整勘定が増加したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

一 基本方針の内容(概要)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉である 当社が長年培ってきた"光技術"及びそれを維持・発展させる技術力やノウハウ、 多様な市場、顧客に対応する幅広い事業分野及びそれを維持・発展させるノウハウ、 自動車メーカー、エレクトロニクスメーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、当社の革新的な企業文化や高い技術力を支え、生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能を有する優秀な従業員の存在、といった有形無形の財産を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、その株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、大量買付の対象となる会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいはその取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付の対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の買付けを行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要かつ相当な対抗措置を講じることが必要であると考えております。

二 基本方針実現のための取組み(概要)

1.基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、達成すべき 10年間の目標として「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。その中で、3ヶ年毎の経営計画指針を示しております。

平成22年4月~平成25年3月の「第 期中期3ヶ年経営計画」は、概ね予定どおり進捗いたしました。しかしながら、平成24年度は中国の日本製品販売不振、さらには新興諸国の経済成長の鈍化等、総じて先行き不透明な状況であり、本来であれば平成25年4月より実行を開始する「第 期中期3ヶ年経営計画」は、策定を平成25年度に改めて行うことといたしました。

なお、平成25年度につきましては、「第 期中期3ヶ年経営計画指針」に基づき策定された単年度経営計画に従い実行いたします。

「第 期中期3ヶ年経営計画指針」では、「キャッシュフロー経営の確立」「新事業の開花・拡大」 「挑戦する風土の定着」を最重要事項として位置づけております。

以上の取り組みにより、グローバルで成長するためのキャッシュ活用を行い、世界トップレベルの "光技術"を維持・発展させ、従業員との信頼関係を築きながら成長を続けることで、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を最大化できるものと考えております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化に従来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、平成22年から社外取締役1名を選任しております。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。なお、当社は、上記社外取締役及び社外監査役3名を、独立役員に指定の上、東京証券取引所に届け出ております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、平成17年に『スタンレーグループ行動規範』を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。さらに、平成25年には社内の遵法意識の醸成・定着をより推進・強化するための専任組織を設置し、従業員へのコンプライアンス教育を徹底して行っております。

2.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止 するための取組み

当社は、平成25年5月20日開催の当社取締役会において、一で述べた基本方針に照らし、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続的に導入することを決定し、平成25年6月25日開催の第108回定時株主総会において、本プランの継続的導入につき承認を得ております。

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の 株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等を行おうとする者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定め る書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等(以下「意向表明書」といいま す。)を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、 買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、買付 内容等の検討に必要な情報等(以下「本必要情報」といいます。)を記載した買付説明書を当社取締役 会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを、経 営陣から独立している社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会に送付します。独立委員会 は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対 し、適宜回答期限(60日を上限とします。)を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあ ります。独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあ れば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限(60日を上限とします。)を定めた 上、買付者等の買付等の内容に対する意見等を提供するよう要求することができます。独立委員会は、 買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから最長60日間(ただし、合理的理由がある場合に は、独立委員会は30日間を上限とする合理的な範囲内において、当該期間を延長することができま す。)が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に 関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができるものとします。また、当該新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、平成25年6月25日開催の第108回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランの継続的導入にあたっては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

三 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

二 1. に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、一に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社取締役会といたしましては、二 2. に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(2) 株主意思の重視

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができることとしております。加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社 取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は40億2千8百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年 2 月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	178,400,000	178,400,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	178,400,000	178,400,000		

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月 4 日 (注)	600	178,400		30,514		29,825

⁽注) 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,536,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 168,308,200	1,683,082	
単元未満株式	普通株式 155,600		
発行済株式総数	179,000,000		
総株主の議決権		1,683,082	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

				1 11220 - 3	7 3 0 0 11 20 11
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2 丁目 9 番13号	10,536,200		10,536,200	5.89
計		10,536,200		10,536,200	5.89

- (注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
 - なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
 - 2 当第3四半期会計期間末日現在において、所有する自己株式数は9,917,053株、発行済株式総数に対する所有自己株式数の割合は5.56%であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,228	60,934
受取手形及び売掛金	² 53,407	² 62,117
有価証券	11,191	9,249
たな卸資産	21,212	30,229
繰延税金資産	2,784	1,953
その他	14,032	17,840
貸倒引当金	35	40
流動資産合計	162,822	182,283
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	54,992	55,289
機械装置及び運搬具(純額)	32,273	35,941
工具、器具及び備品(純額)	14,477	20,288
土地	12,645	12,491
リース資産(純額)	425	408
建設仮勘定	15,105	17,071
有形固定資産合計	129,920	141,491
無形固定資産		
のれん	-	411
その他	5,833	6,016
無形固定資産合計	5,833	6,427
投資その他の資産		
投資有価証券	49,250	57,866
繰延税金資産	581	853
その他	6,333	4,621
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	56,165	63,341
固定資産合計	191,919	211,259
資産合計	354,741	393,543

/出办	 ᆽᆫ	П١
(単11/	$\mathbf{H}II$	

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	² 35,649	² 44,071
短期借入金	8,758	10,035
1年内償還予定の社債	-	10,000
リース債務	156	152
未払法人税等	2,116	3,320
繰延税金負債	24	7
賞与引当金	3,030	1,310
役員賞与引当金	119	90
その他	17,694	15,618
流動負債合計	67,551	84,680
固定負債		
社債	10,000	-
リース債務	276	26
繰延税金負債	8,233	11,47
退職給付引当金	6,579	7,24
役員退職慰労引当金	79	4
資産除去債務	568	540
その他	5,280	3,270
固定負債合計	31,018	22,830
負債合計	98,569	107,51
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,51
資本剰余金	29,825	29,82
利益剰余金	182,415	194,843
自己株式	16,410	17,20
株主資本合計	226,345	237,98
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,383	22,097
為替換算調整勘定	7,822	1,872
その他の包括利益累計額合計	8,560	23,970
新株予約権	126	14:
少数株主持分	21,139	23,934
純資産合計	256,172	286,032
負債純資産合計	354,741	393,543
		,

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	190,528	244,265
売上原価	148,257	188,431
売上総利益	42,271	55,834
販売費及び一般管理費	24,305	27,965
営業利益	17,966	27,868
営業外収益		
受取利息	272	284
受取配当金	410	412
持分法による投資利益	980	1,045
受取ロイヤリティー	819	919
雑収入	222	641
営業外収益合計	2,705	3,303
営業外費用	0.40	
支払利息	240	241
為替差損 雑損失	185 519	547 508
営業外費用合計	944	1,297
経常利益		
	19,726	29,875
特別利益 固定資産売却益	4	55
関係会社株式売却益	3	-
特別利益合計	8	55
特別損失		
固定資産除却損	606	232
独禁法関連損失	-	¹ 151
異常操業度損失	² 689	-
特別損失合計	1,296	383
税金等調整前四半期純利益	18,438	29,546
法人税等	5,006	8,364
少数株主損益調整前四半期純利益	13,431	21,182
少数株主利益	1,810	2,810
四半期純利益	11,621	18,371

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	13,431	21,182
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	285	5,712
為替換算調整勘定	4,499	11,384
持分法適用会社に対する持分相当額	403	4
その他の包括利益合計	5,188	17,100
四半期包括利益	18,620	38,282
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,055	33,780
少数株主に係る四半期包括利益	2,565	4,501

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)	
従業員の住宅資金借入 金に対する保証債務	1百万円	0百万円	

2. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	456百万円	206百万円
支払手形	126百万円	145百万円

3.コミットメントライン契約

当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関9社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
コミットメントラインの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
差引額	15,000百万円	 15,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. 独禁法関連損失

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日) 独禁法関連損失は、米国独占禁止法違反に関する、米国司法省との合意に基づく罰金です。

2. 異常操業度損失

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

異常操業度損失は、中国における日本製品の販売不振により、一部の中国子会社において操業度が著しく低下したことによる異常原価相当額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日
	至 平成24年12月31日)	至 平成25年12月31日)
減価償却費	13,167百万円	16,199百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 5 月21日 取締役会	普通株式	2,223	13.00	平成24年3月31日	平成24年 6 月29日	利益剰余金
平成24年10月26日 取締役会	普通株式	2,372	14.00	平成24年 9 月30日	平成24年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 5 月20日 取締役会	普通株式	2,372	14.00	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月26日	利益剰余金
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	2,526	15.00	平成25年 9 月30日	平成25年11月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

(単位:百万円)

	自動車機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	132,428	18,405	39,595	98	-	190,528
セグメント間の内部 売上高又は振替高	261	8,638	1,333	2,062	12,295	-
計	132,689	27,044	40,929	2,160	12,295	190,528
セグメント利益又は 損失()	14,641	1,752	3,035	35	1,428	17,966

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。
 - 2 セグメント利益の調整額 1,428百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,536百万円、 セグメント間取引消去2,221百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎 的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。
 - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

	自動車 機器事業	コンポーネ ンツ事業	電子応用 製品事業	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	179,843	22,318	41,807	295	-	244,265
セグメント間の内部 売上高又は振替高	265	10,722	4,462	2,059	17,510	-
計	180,109	33,041	46,270	2,355	17,510	244,265
セグメント利益	20,568	3,962	3,716	26	404	27,868

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない身体障害者雇用促進事業、グループに対する金融・経営サービス等の事業活動を含んでおります。
 - 2 セグメント利益の調整額 404百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,209百万円、セグメント間取引消去3,536百万円等が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費及び管理部門に係る費用であります。
 - 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第: (自 至	3 四半期連結累計期間 平成24年 4 月 1 日 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額		68.46円	108.65円
(算定上の基礎)			
四半期純利益金額(百万円)		11,621	18,371
普通株主に帰属しない金額(百万円)		-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)		11,621	18,371
普通株式の期中平均株式数(千株)		169,764	169,086
(2)潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		-	108.51円
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額(百万円)		-	-
普通株式増加数(千株)		-	216
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-	-

⁽注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 中間配当

平成25年10月28日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を行う旨決議いたしました。

2,526百万円

中間配当金の総額

1 株当たりの金額 15.00円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年11月28日

中間配当基準日 平成25年9月30日

(2) 司法取引の合意について

当社は、平成25年11月に、米国司法省との間で、自動車用HIDランプのバラストに係る米国独占禁止法上の違反に関して、罰金を支払うこと等を内容とする、司法取引に合意いたしました。

当社は、米国司法省が実施してきた自動車用HIDランプのバラストに関する調査に、全面的に協力してまいりました。この度、適用法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、米国司法省との間で司法取引合意書を締結いたしました。なお、当社は、当該米国独占禁止法上の違反の対象製品について、製造及び販売は行っておりませんでした。上記金額につきましては、当第3四半期連結累計期間において、独禁法関連損失として151百万円特別損失に計上しております。

(3) 訴訟の提起について

当社及び当社の米国子会社は、他の事業者と共同して自動車用ランプについて調整行為を行った等として、カナダ国等において民事訴訟(クラスアクション)の提起を受けております。

なお、本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響につきましては、現時点で合理的に予測することは 困難です。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

スタンレー電気株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 治 彦業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 雅 広業務 執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 俊 夫業務 執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務 諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半 期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。